

## 主な論点の整理と社会福祉法人との比較

	主な論点の整理	社会福祉法人
理事と理事会	<p>医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするべきではないか。あわせて、診療部門とは別に組織横断的な経営管理部門を設置し、経営管理の観点から組織全体を統括し、理事会を支える役割を担わせるべきではないか。</p> <p>医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の実質的な責任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。</p> <p>理事については同一親族等が理事会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合等を理事数の3分の1以下とするといったことを検討してはどうか。</p> <p>住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人に関しては、より効率的な経営管理体制の在り方として、理事長要件の更なる緩和を検討してはどうか。</p>	<p>社会福祉法 （役員の実数、任期、選任及び欠格） 第36条 社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。 2 役員の実数は、2年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。 3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の実数の2分の1を超えて含まれることにはならない。 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 四 第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 （役員の実数補充） 第37条 理事又は監事のうち、その実数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 （理事の代表権） 第38条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。 （業務の決定） 第39条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>理事と理事会</p>		<p>社会福祉法人の認可について（通知）  社会福祉法人審査基準  第3 法人の組織運営  2 理事</p> <p>(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。  また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。</p> <p>(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。  なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
監事の職務	<p>医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の実任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。</p>	<p>社会福祉法 （監事の職務） 第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 理事の業務執行の状況を監査すること。</li> <li>二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。</li> <li>三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。</li> <li>四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。</li> <li>五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。</li> </ul> <p>（監事の兼職禁止） 第41条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>役員の報酬</p>	<p>認定医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）の報酬については、認定医療法人の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には、認定医療法人が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人が定める役員に対する報酬等の支給基準について開示することとしてはどうか。</p>	<p>社会福祉法人の認可について（通知）  社会福祉法人定款準則  （役員の報酬等）  第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。  2 役員には費用を弁償することができる。  3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>【解説】  役員報酬の額については具体的な基準はないが、その報酬額が当該社会福祉法人の収支状況等から見てあまりに多額になると、実質的配当と見なされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、税制上の優遇を受けている等きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。  なお、役員に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
評議員会	<p>認定医療法人については、地域住民の意見や医療経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置してはどうか。</p> <p>評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合を一定程度に制限することとしてはどうか。</p>	<p>社会福祉法 (評議員会) 第42条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。</p> <p>2 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもつて組織する。</p> <p>3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとすることができる。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>会計情報、 事業計画等 の公開</p>	<p>住民に対し、医業経営の情報の公開を推進することにより、医療法人の信頼を高めることとしてはどうか。</p> <p>認定医療法人に関しては、住民に支えてもらうために、当該法人の提供する医療サービスに係る事業計画や事業報告を住民に公開することとしてはどうか。</p>	<p>社会福祉法 (経営の原則) 第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。</p> <p>(会計) 第44条 4 社会福祉法人は、第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>会計情報、 事業計画等 の公開</p>		<p>社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人定款準則 （決算） 第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。 （備考）法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧等の方法により自主的に公表することが適当であること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
資産の保有	<p>認定医療法人については、財務状況が広く公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど住民に対し透明性のある経営を行っていることから、行政において自己資本比率の規制を行う必要性について検討してはどうか。</p> <p>認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われなことを条件として、預け入れ先に関する規制（国公債や確実な有価証券であることなど）を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。</p>	<p>社会福祉法 （要件） 第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。 社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人審査基準 第2 法人の資産 2 資産の区分 (1) 基本財産 イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。 ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。</p>
公募債	<p>認定医療法人については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券（公募債）が発行できるものとし、住民や地域企業が資金面で支えるようにしてはどうか。</p>	

	主な論点の整理	社会福祉法人
公認会計士等の監査	<p>認定医療法人については、地域で安定的な医療経営を実現するために公認会計士等の財務監査を行うこととしてはどうか。</p>	<p>社会福祉法人の認可について（通知）  社会福祉法人審査基準  第3 法人の組織運営  5 法人の組織運営に関する情報開示等  (1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。  特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
収益事業	<p>認定医療法人が行う事業については、利益を医療機関の事業の充実に充てることを目的とした収益事業ができるようにするとともに、特別養護老人ホームの設置など施設サービスを含めた介護福祉事業も行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげてはどうか。</p>	<p>社会福祉法  (公益事業及び収益事業)  第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p> <p>2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p> <p>(公益事業又は収益事業の停止)  第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<b>残余財産の 帰属</b>	<p>医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の医療法人、国又は地方公共団体であることを原則としてはどうか。特に、認定医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人、国又は地方公共団体でなければならないとしてはどうか。</p>	<p>社会福祉法 （残余財産の帰属） 第47条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。</p>